## 岩手県告示第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成 19 年1月9日から同年2月8日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び二戸地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成 19年1月9日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称及び住所 いわて県北クリーン株式会社 盛岡市中ノ橋通一丁目5番12号
  - (2) 代表者の氏名 矢作尚
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 九戸郡九戸村大字江刺家第 20 地割字新山 48 番 1 、 2 、22、34、42、45、46、47、48、49、50、51、57、58、59、72、73、74、75、76、77、132、197、198、199、200、203、213 及び 214
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(以上にあっては特別管理産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、感染性廃棄物
- 5 申請年月日 平成18年12月7日